

助成・補助・給付

高齢者肺炎球菌ワクチン 定期予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期予防接種は、今までにこのワクチンを接種したことのない65歳以上の方を対象に、平成26年度から平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。対象者は、その年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方です。

※平成29年度の対象者には、すでに個別のご案内をしています。また、次に該当する方で、今までにこのワクチン接種を受けていない方は、定期接種を受けることができます。お問い合わせください。

◆60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害のある方。

【問い合わせ先】
健康介護支援課親子すこやか班 ☎52・9281

守ろう 地域の暮らし

店舗の整備や 移動販売の車両購入を補助

中山間地域の暮らしを支える仕組みづくりを支援するための補助金『生活用品確保等支援事業』をご利用ください。

◆補助対象事業
地域内で生活用品を確保するための店舗の整備や移動販売、配達、宅配に使用する車両などの整備

◆補助条件等
補助率2分の1以内(企業等が実施主体となる場合は3分の1以内)。一事業当たりの上限額2000万円。

◆問い合わせ先
定住推進課 ☎53-1061



臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響緩和のため、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

対象と考えられる方には、支給要件が書かれたお知らせを送付します。お知らせが届かなかつた方で、該当すると思われる方はご連絡ください。

【対象者】
次の要件を全て満たす方

①平成28年1月1日に香美市に住民票があつた方

②平成28年度の住民税(均等割)が非課税の方

※課税されている方の税法上の扶養親族等や生活保護の受給者などを除く。

【支給額】1人1万5千円
【申請方法】市からのお知らせが届いた方は、対象となるか確認し、同封の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに返信用専用封筒で返送してください。

【受付期間】5月1日(月)～10月31日(火)
【問い合わせ先】
福祉事務所 ☎53・3117

青年就農給付金 (経営開始型)



青年の就業意欲の喚起と就農後の定着を図るために、青年就農給付金を給付する事業が設けられています。

【事業概要】平成24年4月以降(平成29年5月1日現在)に独立・自営就農した方で、農林水産省の定める『人・農地プラン』に位置づけられている(見込み可)原則45歳未満の独立・自営就農者に、青年就農給付金(年間150万円)を最長で5年間給付します。

※平成24年度に独立・自営就農した方で、平成24年の独立・自営就農月より、給付申請月が5年を超過している場合は、給付対象外。

【給付要件】①独立・自営就農であること②独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること

※その他給付要件あり。事前にお問い合わせください。

【経営開始計画提出期限】
上半期 6月30日(金)
下半期 12月28日(木)
【問い合わせ・申込先】
産業振興課 ☎53・1062

ひとり親家庭の 医療費助成制度

18歳までの子どもがいるひとり親家庭や、両親のいない子どもとその養育者の医療費のうち、保険診療の自己負担分を申請があつた月の翌月から助成します。

【対象】
所得税が非課税の世帯(平成22年度税制改正の扶養控除等廃止前の計算による旧税額で判定)

【申請方法】次のものを持参し、申請してください。

①子どもとひとり親(養育者)の健康保険証②認印③所得・課税証明(住民票が平成29年1月1日現在香美市にない場合)

※ひとり親家庭医療の受給者資格は毎年6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は所得判定による資格の更新が必要ですので、6月中に①②③を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班
☎53・3115
香北支所 ☎59・2311
物部支所 ☎58・3111

住宅改造支援事業

高齢者向けの住宅改造に対し、助成を行います。要介護認定を受けていない一般高齢者の方も対象です。

【対象者】前年の所得税額が30万円未満の世帯で、65歳以上の高齢者のみで居住している世帯

【対象工事】手すりの取り付け・段差解消

【補助額】補助基本額6万円のうち上限4万円を限度に補助します。

【問い合わせ・申込先】
健康介護支援課社会長寿班
☎52・9280

南海地震に備えよう!

家具転倒防止用具購入・取付補助

対象世帯
香美市内に住所を有する世帯
支援内容
購入費支援は、購入費の2分の1(上限1万円)とし、取付支援(1世帯5台まで)は市から作業員を無償で派遣します。
募集戸数
購入費支援20戸・取付支援10戸
申込期限
購入費補助…平成30年3月30日(金)
取付支援…平成30年3月16日(金)

住宅耐震診断・改修補助

昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の住宅を対象に、耐震診断・改修設計費用・改修費用の補助を行います。

◆耐震診断
申請者 対象住宅の所有者
診断費用 木造住宅の場合は無料
募集棟数 150棟
申込期限 平成30年1月9日(火)

◆改修設計費補助
補助率 3分の2(上限20万5千円)
募集棟数 100棟
申込期限 平成30年1月31日(水)

◆改修費補助
補助金額 上限150万円
募集棟数 80棟
申込期限 平成30年1月31日(水)

ブロック塀の撤去・改修補助

避難路に面したブロック塀などで、地震等により倒壊する恐れのある塀の撤去、または安全な塀への改修費用を補助します。
※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。
補助金額 上限20万5千円
募集件数 15件
申込期限 平成30年1月31日(水)

老朽住宅撤去費用を補助

地震等により倒壊し、被害を及ぼす恐れのある、住宅密集地または避難路に面する老朽住宅の撤去費用を補助します。
※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。
補助率 10分の8(上限164万5千円)
募集件数 69件
申込期限 平成30年1月31日(水)

※いずれの事業も予算に達し次第、締め切り

問い合わせ・申込先
防災対策課 ☎52-8008

障害者福祉医療費 助成制度のご案内

この制度は、重度心身障害児(者)の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

【対象者】
◆重度心身障害児(者)の方
・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方
・療育手帳のA1またはA2をお持ちの方
・18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級または4級を持ち、療育手帳のB1をお持ちの方

◆所得制限等
65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに手帳の交付を受けた方は住民税非課税世帯の方のみが対象となります。
※65歳未満の方、または65歳以上で平成15年9月30日以前に対象となる級の手帳の交付を受けた方は所得制限はありません。
【申請方法】
次の①②③を持参の上、申請してください。
①身体障害者手帳
②健康保険証
③認印
※現在1年ごとに更新の対象の

方は、6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は、所得判定による資格の更新を行いますので、6月中に①②③を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班
☎53・3115
香北支所 ☎59・2311
物部支所 ☎58・3111

市産材を使った 木造住宅に補助

市産材を使った木造住宅に対し、木材住宅支援事業として補助を行います。

これは、市内の木材関連産業の活性化と、香美市への定住促進を目的としたものです。

【補助対象】
香美市内で市産木材を使う住宅(新築・増改築)

※高知県のここの木の住まいづくり助成事業との併用が条件

※増改築については、対象部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるものに限り

【補助金額】最高200万円(県補助金100万円と合わせて最高で300万円)
【問い合わせ・申込先】
産業振興課林政班
☎52・9283